

こども
まんなか

知らせよう

あなたが

あの子の声になる

【令和7年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の標語（令和7年度最優秀作品）】

11月は秋のこどもまんなか月間です。
あなたの一本のお電話で救われる子どもがいます。



児童相談所
虐待対応
ダイヤル

いち
1
はや
8
く
9

いちはやく
※189とは…？

すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です（24時間受付）。

児童虐待かもと思ったら
すぐにお電話ください。

ヤングケアラーと思われる子どもに
気づいた時もお電話ください。
※ヤングケアラーについては裏面を
ご参照ください。

秦野市にお住まいのお子さんの児童虐待相談窓口はこちら。

・秦野市 こども家庭支援課 こども若者相談担当（平日9時～17時）

☎ 82-5273 / 84-7800

・神奈川県 平塚児童相談所（平日8時30分～17時15分）

☎ 73-6888

令和7年11月／秦野市こども家庭支援課

～ヤングケアラーとは、こんな子どもたちです～

本来、大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことです。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

※こども家庭庁のホームページより引用

ヤングケアラーに気づくためのポイント

※ヤングケアラーではないか？と気づくきっかけの例

学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある。

毎日のように買い物をしたり、洗濯物を干したり、家事をしている姿を見かけることがある。

家族をケア（介護・介助）している姿を見かけることがある。

あなたの周りにいる子どもがヤングケアラーかもしれない・・・と思ったら、次の窓口にご連絡ください。

市内の相談窓口

こども家庭支援課 こども若者相談担当

0463-82-5273 0463-84-7800

月～金の9時～17時（電話相談）

※祝祭日、年末年始は除く。

